

印南町若者定住促進

賃貸住宅等家賃助成事業のしおり



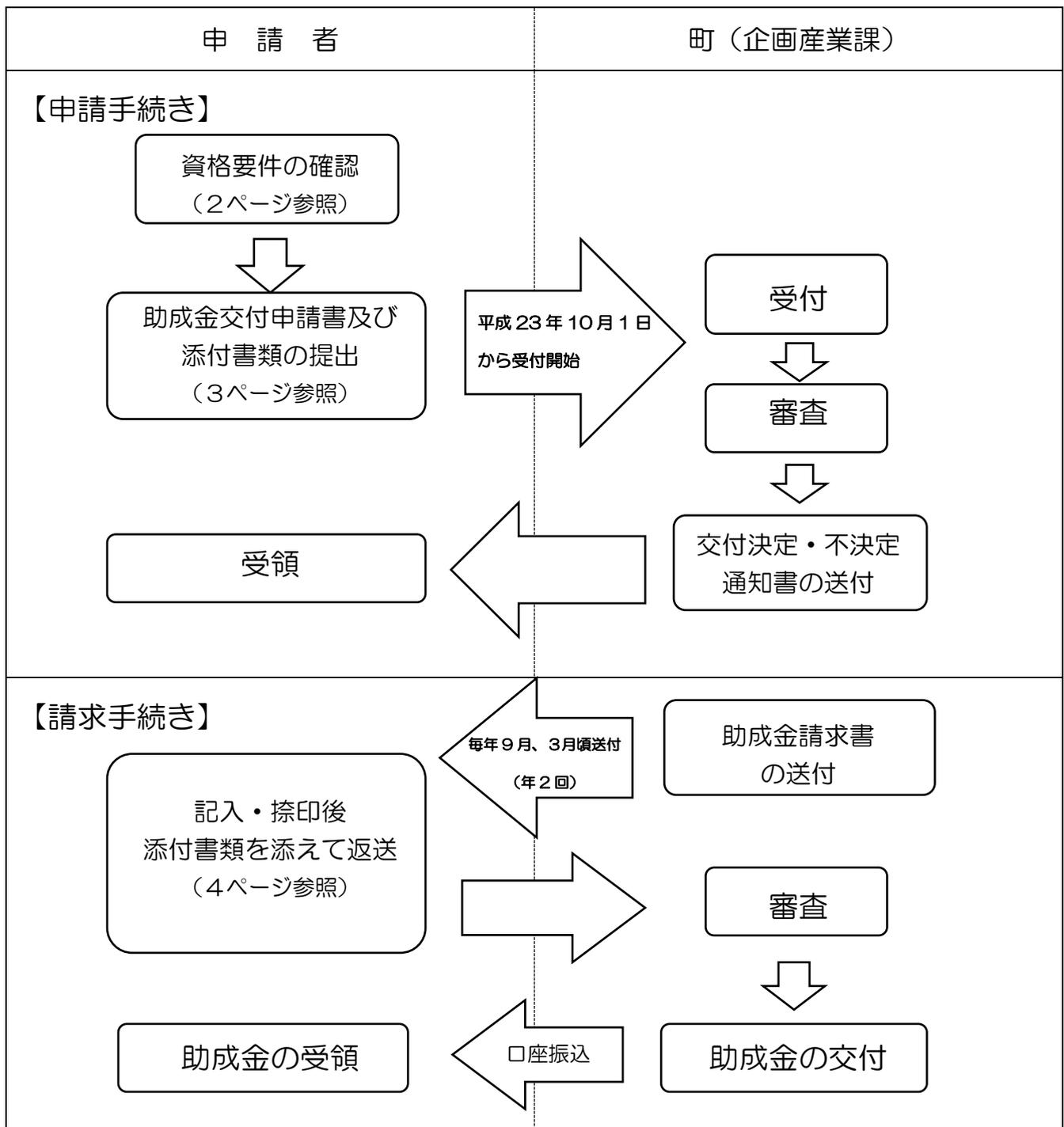
印南町

事業の目的

印南町の賃貸住宅等家賃助成事業は、町内の民間賃貸住宅等に入居する若者世帯に対し、家賃の一部を助成することにより、町内の若者定住の促進と町外から若者を呼び込むことによる本町の人口減少を防止し、若者が集う活力と魅力ある町づくりを進めることを目的とするものです。この事業は、平成23年10月1日～令和9年3月31日まで実施します。

助成金申請・請求手続きまでの流れ

平成23年10月1日から申請受付開始



資格要件と助成内容

		内 容								
資 格 要 件	①年 齢	○申請時点で、申請者（世帯主）が満 18 歳以上 45 歳未満で世帯員に 45 歳以上の方がいない若者世帯								
	②住民登録	○印南町の住民として住民登録し、定住する意思がある世帯 <u>※5 年未満で町外に転出した場合は返還金が発生します（5 ページ参照）</u>								
	③住宅要件	○現在お住まいの賃貸住宅が、印南町の家賃助成対象住宅として登録されていること ○世帯員の親族（3 親等以内）が所有・経営している賃貸住宅でないこと ○賃貸借契約書の契約者が世帯主であること ○毎月支払う実質家賃（共益費・駐車場代等は除く）から、勤務先事業主より支払われる住居手当を控除した額が 25,000 円以上の世帯								
	④町税等の納税	○町税・使用料等に滞納がないこと								
	⑤その他	○生活保護法の規定による住宅扶助、その他公的制度による家賃助成金等を受けていないこと								
助 成 の 内 容	①助成月額	○月額実質家賃【家賃（共益費・駐車場代等は除く）－勤務先からの住宅手当】に下記の世帯区分の数値を乗じて得た額。上限額を超える場合は、上限額。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">世帯区分</th> <th>助 成 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>月額実質家賃に 100 分の 30 を乗じて得た額（上限 10,000 円）</td> </tr> <tr> <td>同居世帯</td> <td>月額実質家賃に 100 分の 40 を乗じて得た額（上限 15,000 円）</td> </tr> <tr> <td>同居世帯 （夫婦又は一人親で小学生までの子どもを含む世帯）</td> <td>月額実質家賃に 100 分の 50 を乗じて得た額（上限 20,000 円）</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	助 成 額	単身世帯	月額実質家賃に 100 分の 30 を乗じて得た額（上限 10,000 円）	同居世帯	月額実質家賃に 100 分の 40 を乗じて得た額（上限 15,000 円）	同居世帯 （夫婦又は一人親で小学生までの子どもを含む世帯）	月額実質家賃に 100 分の 50 を乗じて得た額（上限 20,000 円）
	世帯区分	助 成 額								
	単身世帯	月額実質家賃に 100 分の 30 を乗じて得た額（上限 10,000 円）								
	同居世帯	月額実質家賃に 100 分の 40 を乗じて得た額（上限 15,000 円）								
	同居世帯 （夫婦又は一人親で小学生までの子どもを含む世帯）	月額実質家賃に 100 分の 50 を乗じて得た額（上限 20,000 円）								
②助成期間	○平成 23 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで（3 ページ参照）									
③助成の対象月	○申請した月からとなります（申請月よりさかのぼって請求できません）									
④助成金の算出例	【例】○世帯員 <ul style="list-style-type: none"> ・夫（世帯主 41 歳、年収 560 万円） ・妻（40 歳、年収 340 万円） ・子ども 2 人（中学 1 年生、小学 3 年生） ○月額家賃 60,000 円（共益費と駐車場代除く） ○会社からの住居手当 10,000 円 ◆この場合の月額助成金は、 $(60,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円}) \times 50 / 100 = 25,000 \text{ 円}$ しかし、上限が 20,000 円なので <u>月額 20,000 円の助成となります。</u>									

※平成 29 年 4 月 1 日からの変更点

平成 29 年 4 月 1 日より、資格要件から「世帯員の中に公務員がいないこと」、「申請者の年収が 600 万円以下であること」が撤廃されました。現在、「世帯員の中に公務員がいる」あるいは「申請者（世帯主）の年収が 600 万円以上である」場合は、平成 29 年 4 月 1 日以降に申請書が提出された場合のみ対象となります。さかのぼって申請することはできません。

申請から助成金の交付決定まで

1、申請の方法

○資格要件（2 ページ参照）のすべてに該当する場合に申請できます。

○申請者（世帯主）は次の書類を役場企画産業課まで提出してください。

	チェック	書 類	対 象 者
①		家賃助成金交付申請書（様式第 6 号）	申請者
②		住民票（新住所）	世帯全員
③		完納証明書（転入の場合は前自治体発行のもの）	世帯全員
④		賃貸住宅の平面図（間取り図）	申請者
⑤		賃貸借契約書の写し（全ページの写し）	申請者
⑥		住宅手当支給証明書（様式第 17 号）	住宅手当を受けている方全員
⑦		定住確約書（様式第 18 号）	申請者

※上記以外にも町長が必要とする書類を提出していただく場合があります

2、交付決定通知

○審査の結果を「若者定住促進賃貸住宅等家賃助成金交付決定（不決定）通知書」により通知いたします。

3、助成の対象期間

○申請日の属する月から助成の対象となります。

※助成金の請求手続き及び支払いは 4 ページを参照してください。

◎助成期間の例

申請年月	H23 年～ 10月1日～	H29年 ～	R3年 3月31日	～	R8年	R9年 3月31日迄	助成期間
H23 年 10月申請	新規受付 ○						174ヶ月
H29年 4月申請		新規受付 ○					120ヶ月
R8年 6月申請					新規受付 ○		10ヶ月

※助成金の交付決定を受けた日から起算して5年未満で町外に転出した場合は、返還金が発生します。助成期間が満了した場合も同様です。上記の平成 29 年 4 月申請の例では 4 月 1 日に交付決定を受けた場合、令和 4 年 3 月 31 日までに町外に転出すると返還金が発生します。（5 ページ参照）

異動の届出について

助成期間中、次のような場合は、すみやかに「若者定住促進賃貸住宅等家賃助成金交付事由異動届（様式第12号）」をご記入の上、異動事由を証する書類を添えて提出してください。

- ① 住民登録を他の市町村に移したとき
- ② 他の住宅に転居したとき
- ③ 家賃や住宅手当に変更が生じたとき
- ④ 同居している親族に異動（夫婦の離婚等）が生じたとき
- ⑤ 生活保護法による住宅扶助その他公的制度による家賃助成金等を受けたとき
- ⑥ その他、提出書類の記載内容に変更があったとき

※異動届等の様式については、印南町ホームページ上でダウンロードすることができます。

助成金の請求手続き及び支払い

○ 助成金の請求は、町から「若者定住促進賃貸住宅等家賃助成金請求書（様式第10号）」を毎年9月、3月に送付しますので、必要事項をご記入の上、添付書類を添えて指定した期日までに提出してください。なお、助成金の請求は、年2回となります。

◎添付書類（9月）

チェック	書 類	対 象 者
	賃貸借契約に基づく家賃納付が確認できる書類 （領収証等）	申請者

◎添付書類（3月）

チェック	書 類	対 象 者
	賃貸借契約に基づく家賃納付が確認できる書類 （領収証等）	申請者
	完納証明書	世帯全員

助成が取り消し又は打ち切りになる場合

「資格要件（2ページ参照）」のうち、一つでも該当しなくなった場合は助成が取り消し又は打ち切りになります。

助成金の返還

○下記のいずれかに該当する場合は助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①虚偽の申請や不正な手段で若者定住促進賃貸住宅等家賃助成金の交付を受けたことが判明した場合。
- ②助成金の交付決定を受けた日から起算して5年未満で町外に転出した場合は、次の金額を返還していただきます。

居住期間	返還金等の額
1年未満	交付された助成金の額に100分の100を乗じて得た額
1年以上2年未満	交付された助成金の額に100分の70を乗じて得た額
2年以上3年未満	交付された助成金の額に100分の50を乗じて得た額
3年以上4年未満	交付された助成金の額に100分の30を乗じて得た額
4年以上5年未満	交付された助成金の額に100分の10を乗じて得た額

民間賃貸住宅を経営される事業主の方へ

この賃貸住宅等家賃助成事業は、町に登録した賃貸住宅の入居者に対して助成金を交付しますので賃貸住宅を経営される事業主の方が、まず町へ賃貸住宅の登録をしなければなりません。登録を希望される事業主の方は、下記をご覧の上、早めに登録をお願いいたします。

家賃助成対象の賃貸住宅登録申込手続き

1、資格要件

○下記の資格要件にすべて該当する場合に登録申請することができます。

		内 容
資 格 要 件	①所在地	○経営している賃貸住宅の所在地が印南町内であること
	②設 備	○賃貸住宅に専用の玄関・居室・台所・浴室・トイレが完備されていること
	③確定申告	○不動産賃貸による収入を申告していること
	④町税等の 納税	○賃貸住宅の所有者に町税・使用料等に滞納がないこと

2、申込方法

○申込者（登記名義人）は下記の書類を添えて役場企画産業課まで提出してください。

	チェック	書 類
①		住宅登録申込書（様式第1号）
②		住民票
③		完納証明書
④		賃貸住宅の位置図及び平面図
⑤		賃貸住宅の登記事項証明書の写し
⑥		不動産収入が確認できる確定申告書の写し

3、登録完了通知

○審査の結果を「若者定住促進賃貸住宅等家賃助成事業対象住宅登録完了（不可）通知書」により通知いたします。

変更の届出について

賃貸住宅の登録後、登録事項に変更があった場合は、すみやかに「若者定住促進賃貸住宅等家賃助成事業対象住宅登録事項変更届出書（様式第3号）」を提出してください。

◆申請書提出先・お問い合わせ先

印南町役場 企画産業課

〒649-1534

和歌山県日高郡印南町印南 2570

TEL 0738-42-1737

FAX 0738-42-1703

E-mail kikaku@town.wakayama-inami.lg.jp

HP <http://www.town.wakayama-inami.lg.jp>

印南町 若者定住	検索
----------	----

